

事務連絡
平成31年2月28日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について

柔道整復師の施術に係る療養費（以下「柔道整復療養費」という。）の取扱いについては、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成9年4月17日付け保険発第57号）により、実施しているところであるが、昨年12月14日に「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」（平成30年法律第99号）が公布・施行されたことに伴う疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

関係者に周知を図るとともに窓口での相談対応等にご活用いただき、個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

【休日加算関係】

(問1) 天皇の即位の日(2019年5月1日)及び即位礼正殿の儀が行われる日(2019年10月22日)並びに平成31年4月30日及び5月2日は休日となるが、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」(平成9年4月17日付け保険発第57号)別紙「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」第2の8の(1)に規定する休日加算の算定の対象となる休日となるか。

(答) 休日加算の算定の対象となる休日となる。

(問2) 問1による休日について休術日としていたが、この間に緊急やむを得ない理由により受療した患者については、休日加算の算定はできるか。

(答) 算定できる。

(問3) 問1による休日を臨時に施術日とした場合において、施術所の施術時間内に受療した患者に、休日加算の算定はできるか。

(答) 算定できない。

これまでと同様、休日加算は、休日に休術日としている場合において、緊急やむを得ない理由により受療した患者の場合に休日加算を算定できるものであり、設問の場合は、休日加算には該当しない。

ただし、これまでと同様、休日を臨時に施術日とした日の施術所の施術時間外において、緊急やむを得ない理由により受療した患者については、休日加算を算定できる。なお、この場合、時間外加算又は深夜加算との重複算定はできない。

(問4) 問2及び問3については、他の長期連休においても同様な取扱いとなるか。

(答) そのとおり。